

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

告示

鳥取県告示第八百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三号ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告示
目次
保険医の登録
保険医等の登録

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

馬伝染性貧血検査の実施

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可（二件）

公有水面の埋立ての免許の出願

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

角	氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中川純子	鳥医第二、三八六号	昭和五十四年八月二十日	
加藤一雄	鳥医第二、三八七号	昭和五十四年八月二十二日	

昭和五十四年八月二十四日

鳥取県告示第八百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
馬淵 薫	鳥齒第三八三号	昭和五十四年八月二十八日
辻 和秀	鳥齒第三八四号	昭和五十四年九月一日
朝倉淳子	鳥齒第三八五号	昭和五十四年九月四日
尾崎恵美子	鳥齒第四一二号	昭和五十四年八月二十七日
岡本輝子	鳥齒第四一三号	"

鳥取県告示第八百十二号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、馬の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 実施の目的

馬伝染性貧血予防のため

二 実施する区域

米子市新良路

西伯郡大山町赤松

鳥取市湖山町南四丁目及び越路

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日

昭和五十四年十月二日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社本内家具店	株式会社本内家具店	倉吉市堺町三丁目三八
明倫商業開発株式会社	ショッピングセンター めいりん	倉吉市銀治町一丁目 二九七一一二

鳥取県告示第八百十三号

昭和五十四年八月一日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（鳥井野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十二日から二十日間

四 縦覧に供する場所

西伯町役場

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十二日から二十日間

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十二日から二十日間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

昭和五十四年八月一日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（口絹屋地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十四年八月一日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（清水川地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

鳥取県告示第八百十四号

昭和五十四年八月一日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（清水川

地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十四年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十六号

八東町から申請のあつた町営土地改良（妻鹿野地区農道舗装）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年九月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十八号
公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。
その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

網代漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(1) 位置

岩美郡岩美町大字岩本字沓井屋敷一一五一番、一一五一番地一八及び一五〇番地三地先公有水面

日南町から申請のあつた町営土地改良（菅沢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年九月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(2) 区域

鳥取県告示第八百十七号

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、③の地点と④の地点を網代北防波堤燈台（北緯三五度三四分四八・五八秒東經一三四度一七分三一・七五秒）から一〇八度三〇分六二二メートルの地点(以下「基点Ⓐ」)という。)から三五一一度二〇分六〇・七メートルの地点を中心とする半径六〇・〇メートルの円で結んだ線、④の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ昭和十五年秋分の日の満潮位(D・L十〇・三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点Ⓐから二五六度三〇分七・〇メートルの地点
- ②の地点 基点Ⓐから二七一度〇〇分二十五・九メートルの地点
- ③の地点 基点Ⓐから二七四度〇〇分二一・五五メートルの地点
- ④の地点 基点Ⓐから二八八度〇〇分五一・七五メートルの地点
- ⑤の地点 基点Ⓐから二九〇度〇〇分五六・四メートルの地点
- ⑥の地点 基点Ⓐから二九三度三〇分六四・四メートルの地点

(二) 面積

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

- 岩美郡岩美町大字岩本字沓井屋敷二五二番、一一五二番地一八及び一五〇番地三地先陸域及び公有水面
- 区域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を直線で結んだ線によつて囲まれた区域
- ⑦の地点から一四三度三〇分四・二メートルの地点

- ④の地点 基点Ⓐから二五六度三〇分七・〇メートルの地点
- ⑤の地点 基点Ⓐから二三五度〇〇分九・六メートルの地点
- ⑥の地点 基点Ⓐから二五九度三〇分一八・五メートルの地点
- ⑦の地点 基点Ⓐから二六七度三〇分二八・九メートルの地点
- ⑧の地点 基点Ⓐから二七〇度三〇分三九・五メートルの地点
- ⑨の地点 基点Ⓐから二七八度三〇分四八・九メートルの地点
- ⑩の地点 基点Ⓐから二八〇度三〇分五九・七メートルの地点
- ⑪の地点 基点Ⓐから二八〇度〇〇分六七・四メートルの地点
- ⑫の地点 基点Ⓐから二九三度〇〇分六四・三メートルの地点
- ⑬の地点 基点Ⓐから二九四度〇〇分七四・二メートルの地点
- ⑭の地点 基点Ⓐから二九七度五〇分七三・九メートルの地点
- ⑮の地点 基点Ⓐから二九七度三〇分六三・九メートルの地点
- ⑯の地点 基点Ⓐから二九五度三〇分四六・二メートルの地点
- ⑰の地点 基点Ⓐから二九三度四〇分三五・三メートルの地点
- ⑱の地点 基点Ⓐから二九三度三〇分三三・〇メートルの地点
- ⑲の地点 基点Ⓐから二九一度四〇分三三・〇メートルの地点
- ⑳の地点 基点Ⓐから二九一度三〇分二八・一メートルの地点
- ㉑の地点 基点Ⓐから二九三度〇〇分二八・一メートルの地点
- ㉒の地点 基点Ⓐから二九四度一〇分一九・六メートルの地点
- ㉓の地点 基点Ⓐから三〇一度二〇分一一・二メートルの地点
- ㉔の地点 基点Ⓐから三一度四〇分八・四メートルの地点
- ㉕の地点 基点Ⓐから四三度三〇分五・三メートルの地点

四 埋立地の用途
漁港施設用地

五 出願年月日
昭和五十四年八月二十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

日野町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十九年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる設施を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称

所 在 地

下 横 集 会 所 日野郡日野町下横一五六一三
日野町青年の家 日野郡日野町濱谷一一九

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

北条町選挙管理委員会及び日野町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十九年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので告示する。

昭和五十四年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称

所 在 地

北条町立西保育所 東伯郡北条町大字江北一〇一〇
北条町立中央保育所 東伯郡北条町大字弓原一六一
北条町立東保育所 東伯郡北条町大字下神一〇四
下 横 隣 保 館 日野郡日野町下横一五七一